

本書、小児看護学②『小児看護技術』は、新しい時代に対応する看護学基礎教育テキスト「ナースング・グラフィカ」の小児看護学のテキストとして編集しました。

本書では、子どもを発達していく存在であり、年齢や健康レベルに関わらず、権利を有し行使することができる主体であるにとらえています。一人ひとりの子どもの権利を擁護し、子どもに安全で安楽なケアを提供していくには、科学的根拠に裏付けされた、看護実践能力を習得する必要があります。小児医療の高度化・多様化に伴い、小児医療の場では、広範囲に及ぶ専門的な看護技術を、子どもの発達段階に応じて、あるいは子どもや家族の置かれている状況に応じて駆使することができる看護実践能力が求められています。

一方、少子化が進み、小児病棟が閉鎖され、混合病棟が増加している中で、小児看護実習を通じて見学・実施できる小児看護技術には限界があります。また、侵襲的な技術については、看護師の資格を有していない学生は、倫理的に実施することはできません。このような現状の中で、小児医療の場で求められている看護実践能力との間には、大きなギャップが生じていると言っても過言ではありません。看護基礎教育において、小児看護技術をいかに教育していくか、さらに対象に応じて小児看護技術を創造していく看護実践能力をいかに教育していくかが課題となっています。

2011年（平成23年）に文部科学省から「看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究」の報告書が出されました。この報告書の中で、看護職者が提供する看護実践である「ヒューマンケア」「根拠に基づく看護」「特定の健康課題に対応する看護」「看護ケアの改善とチーム医療づくり」「専門職としての研鑽」を遂行する20のコアとなる看護実践能力、卒業時到達目標、教育内容、学習成果が示されています。また、看護師国家試験出題基準（平成26年版）では、保健師教育、助産師教育及び看護師教育のカリキュラム改正の趣旨や教育内容を踏まえて、見直しが行われています。小児看護学に関しては、子どもの権利の重視、子どもと家族にとって最善の利益を供するように、小児看護に特有な知識及び技術に関する項目が提示されています。

本書は、これらに対応できる内容となっています。第1章では「援助関係」を形成する技術を取り上げています。第2章から第10章では、看護の基本技術として「環境を調整する技術」「食事の援助技術」「排泄の援助技術」「清潔・衣生活

の援助技術」「呼吸・循環を整える技術」「与薬の技術」「救急救命の技術」「症状・生体機能の管理技術」「安全・安楽を確保する技術」を取り上げています。全体を通して「子どもの権利擁護」「子どもの発達」を重視した小児看護技術を示すことができるように、手順の中で具体的に示すとともに、アドバイス欄に看護倫理の視点も踏まえて重要なポイントを記載しています。さらに、根拠に基づいて看護技術を実践することができるように、本書で取り上げた各々の技術について必要な根拠となる事柄を、基礎知識の部分で提示しました。

初めて小児看護学を学ぶ学生が、一人の人として子どもを理解し、子どもの権利を尊重しながら援助関係を形成できることを目的とし、さらに根拠に基づく看護を子どもの発達段階や健康問題に応じて、倫理的配慮を行いながら安全・安楽に実施する実践能力を獲得する上で役立つように、写真やイラストを活用して、理解しやすい構成としました。撮影にご協力いただきました宮城県立こども病院と、堺武男先生にこころから感謝申し上げます。

小児看護実践能力を育成する基本的技術を習得する上で、学内での小児看護演習や、小児看護学実習でテキストとして、本書を活用していただきたく思います。また、実践の場でご活躍の看護者の方々が、一人ひとりの子どもに応じた小児看護技術を創造される際にも、活用していただければと考えています。

本企画の意図が皆様に十分理解され、広く活用していただければ幸いです。

高知県立大学看護学部教授
中野綾美